

食中毒の発生を予防 しましょう

高温多湿の夏期は、食中毒の原因となる細菌が増殖しやすい時期であり、細菌性食中毒の発生が増加する傾向にあります。

皆さんも食中毒予防に注意を払われていることと思いますが、次に掲げるポイントを参考にして、健康で楽しい夏を過ごしましょう。

①食品の購入

肉、魚、野菜などの生鮮食品は、新鮮なものを選び、表示のある食品は、消費期限等を確認しましょう。

②家庭での保存

冷蔵が必要な食品は、購入後すぐに冷蔵庫に保存しましょう。また、肉や魚などは、清潔なビニール袋や容器に入れて保存しましょう。

③下準備

肉や魚などの汁が、果物・サラダなど生で食べる食品や調理済食品に付かないように注意し、使用した包丁・まな板などの調理器具はよく洗い、熱湯消毒しましょう。

④調理

加熱する食品は、中心部まで十分に加熱（75℃、1分間以上）しましょう。

⑤食事

調理後の食品は早めに食べましょう。また、食事の前には手を洗いましょう。

⑥残った食品

残った食品は、清潔な容器に入れて保存しましょう。

また、時間が経ち過ぎた食品は、思い切って捨てましょう。

飲食店でのテイクアウト・デリバリーの 利用にあたって

テイクアウトした食品は持ち運び時間を短くする、デリバリー食品は食べる時間に合わせて注文するなど、買ってから速やかに食べるようにしましょう。すぐに食べることができない場合は必ず冷蔵庫で保管しましょう。

なお、食べる前にはよく手を洗いましょう。

▼問合せ 愛知県保健医療局 生活衛生課
食食品衛生・監視グループ

☎ 052・954・6249

消費者トラブル情報

愛知県内の消費生活相談窓口には、高齢者を中心に身元保証や日常生活の支援、死亡時の事務等を行うサービスに関する相談が寄せられています。

相談の内容は、「契約内容をよく理解できていないまま、高額な契約をしてしまった」、「解約時の返戻金精算方法に納得できない」などといったものです。

高齢者サポートサービスの契約は高額なものが多く、また、様々なサービス内容や契約条件を正確に理解する必要があります。そのため、慎重な検討が必要です。

▼問合せ 県消費生活総合センター

☎ 052・962・0999

消費者ホットライン

☎ (局番なし) 188

「ねんきんネット」を ご利用ください

「ねんきんネット」は、24時間いつでもどこでも、スマートフォンやパソコンからご自身の年金に関する情報確認や各種手続きが行える非常に便利なサービスです。登録方法や各種機能の詳細は、日本年金機構ホームページ（ねんきんネット）で検索よりご確認の上、ぜひご利用ください。

▼問合せ 名古屋西年金事務所

☎ 052・524・6855

住民課 住民・年金グループ

☎ 28・0966

個人事業税第1期分の 納付をお忘れなく

個人事業税の第1期分の納期限は、8月31日（月）です。8月中旬に県から納税通知書をお送りしますので、納期限までに納付してください。納税通知書には第1期分と第2期分の納付書を同封しますので、納付に当たっては、お間違いのないようにご注意ください。

▼納付場所・納付方法

金融機関、コンビニエンスストア、公

共料金等の窓口収納サービス（MMK設置店）、県税事務所の窓口で納付してください。Payeasy（ペイジー）に対応したインターネットバンキングやATMを利用して納付することもできます。また、インターネット環境でのクレジットカードによる納付やスマートフォン決済アプリによる納付も可能です。

※コンビニエンスストア、MMK設置店での納付については、納付書の納付金額が30万円以下のものに限りです。

▼その他

領収証書が必要な方は、金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）の窓口、県税事務所の窓口又はコンビニエンスストア、MMK設置店で納付してください。また、納付に便利で安全な口座振替の制度もあります。ご希望の方は、口座を開設している金融機関の窓口で手続きをしてください。

詳しくは、愛知県税務課のWebページをご覧ください。



▼問合せ 愛知県名古屋北部県税事務所

課税第一課 県民税・事業税第二グループ

☎ 052・531・6319